

津軽保健生活協同組合 健生五所川原診療所 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 健生五所川原診療所が行う介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状態、病歴及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症の状態にある要支援者などに対し、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行う。

2、事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津軽保健生活協同組合健生五所川原診療所
- (2) 所在地 青森県五所川原市字一ツ谷 508 番地 7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名
管理者は、この事業所の指定介護予防通所リハビリテーション従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 管理の代行
管理者は、指定介護予防通所リハビリテーション提供にあたる作業療法士を選任し、必要管理の代行をさせる。
管理代行者 作業療法士 工藤 賜瑞子
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション従業者
医師 1名 (常勤職員・管理者と兼務)
介護職員 4名 (非常勤職員)
理学療法士 1名 (非常勤職員、訪問リハビリテーションと兼務)
作業療法士 5名 (常勤職員、専従1名、訪問リハビリテーションと兼務4名)
言語聴覚士 1名 (非常勤職員、訪問リハビリテーションと兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、5月1日(メーデー) 8月1日(創立記念日)、8月13日～14日(お盆休み)、12月30日～1月3日(年末年始休み)は除く
- (2) 営業時間 8時30分～16時40分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時30分～15時40分までとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

(1) 20人までとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

- (1) 個々の利用所様に応じて作成された介護予防通所リハビリテーション計画に基づいてサービス提供する。すでに介護予防サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿って作成する。
- (2) 介護予防通所リハビリテーション計画は、医師の診療内容および運動機能検査等の結果をもとに介護予防通所リハビリテーション職員(理学療法士、作業療法士、看護師、介護福祉等)が共同で個々の利用者様へ作成する。
- (3) 介護予防リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に対しての内容などについての説明し、交付する。
- (4) 介護予防通所リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。省令で定める特別の事情(災害等)により、サービス費用の1割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる。

その他費用として食費一食500円とする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の実施区域は、五所川原市・鶴田町・つがる市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つ。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行う。

(その他運営についての重要事項)

第12条 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を設けるものとする。

- 1、(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
(2) 継続研修 年1回以上
- 2、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 3、従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 5、利用者や家族等からの苦情について、窓口を設置し、適切な対応を講じる。
- 6、この規程に定めるもののほか、この事業者の運営に関する重要事項は津軽保健生活協同組合と健生五所川原診療所介護予防通所リハビリテーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 12 年 5 月 1 日から改定施行する。
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改定施行する。
- この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 27 年 5 月 7 日から改定施行する。
- この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 28 年 5 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。